

原規放発第 19122320 号
令和元年 12 月 23 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

放射線審議会会長
神谷 研一

放射性医薬品の製造及び取扱規則及び放射性物質の数量等に関する
基準の改正について（答申）

令和元年 12 月 18 日付け厚生労働省発薬生 1218 第 77 号をもって諮問のあつ
た事項については、妥当である。

厚生労働省発薬生 1218 第 77 号
令和元年 12 月 18 日

放射線審議会
会長 神谷 研二 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

放射性医薬品の製造及び取扱規則及び放射性物質の数量等に関する基準の改正について（諮問）

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和 36 年厚生省令第 4 号）及び放射性物質の数量等に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 399 号）を別紙要綱のとおり改正することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和 33 年法律第 162 号）第 6 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

放射性医薬品の製造及び取扱規則及び放射性物質の数量等に関する基準の改正要綱

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和36年厚生省令第4号。以下「規則」という。）及び放射性物質の数量等に関する基準（平成12年厚生省告示第399号。以下「告示」という。）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の等価線量限度の取り入れ

(1) 放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度と適切な施行時期を以下のとおり設定すること。【告示の改正】

①平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間（施行日の令和3年4月1日以後）につき100ミリシーベルト

②4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

(2) 眼の水晶体の線量の5年間の合計線量の記録を追加すること。【告示の改正】

2. 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量当量

(1) 眼の水晶体の等価線量を算定するため、3ミリメートル線量当量の測定について、以下の規定を追加すること。

①眼の水晶体測定については、眼の近傍その他適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる。【規則の改正】

②①の測定結果を1.(2)に定める期間について集計して記録及び保存すること。【規則の改正】

③眼の水晶体の等価線量の算定について3ミリメートル線量当量を選択肢とすること。【告示の改正】

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1) ①～② 1. (2)	5.1 関係
2. (1) ①～③	5.2. (2)